

第一次清軍入寇後の朝鮮人捕虜の賣買

森 岡 康

はじめに

捕虜の売買、即ち贖還問題は一六二七年朝鮮仁祖五年丁卯、満洲軍入寇直後に発生し、一六三六、七年仁祖十四、五年丙子、丁丑、清軍入寇により敗北し、降伏条約の一条として決定づけられて再燃し、仁祖一代を通じて苦慮し続けた重要な問題である。

贖還とは捕虜を金品をもつて買い戻すことである。しかしこの仁祖朝にみるような、国を挙げて、これほど長期間に亘り、これほど大量の捕虜売買事件は朝鮮史上にも他に類例のないことで、その国家、社会に及ぼす影響は甚大であった。

私はかつて贖還関係の問題として、次の三篇を発表した。

「贖還被擄婦人の離異（離婚）問題について」（『朝鮮学報』第一六輯、昭和三十八年一月）、「丁卯の乱後に於

第二次清軍入寇後の朝鮮人捕虜の賣買

森岡

ける贖還問題」（『朝鮮學報』第三三一輯、昭和三十九年七月）、「許博の疏文と贖還批判上」（『朝鮮學報』第三七・三八合輯、昭和四十一年一月）、「許博の疏文と贖還批判下」（『朝鮮學報』第三九・四〇合輯、昭和四十一年四月）。これらの中、離異（離婚）問題は特殊な事項を中心としているが、贖還問題から派生したものであるから、その背景として当然贖還の状況を述べている。この三篇は意図的に贖還に関する一連のものとして書いたもので、年代に重複はあるが、仁祖五年の発生当初から、十七、八年頃までの贖還問題の経緯を述べたことになる。その後永い年月を経てしまつたが、この度、贖還問題の最終段階として仁祖十七年以降、贖還終了迄、即ち第二次乱後、後半の贖還問題をとりあげた。本稿はその中の一部である。

一 賞還の種類と過程

贖還には公贖、私贖の二種類がある。公贖とは本来王又は政府が、使臣、藩館等をして国費或は王室の費用を以て捕虜を買い取る場合をさす。私贖とは一般士民で贖還を願うものが、各自贖価を調えて個々に買取る場合を云う。

公贖、私贖が並び行われたのは、仁祖十四、五年丙子・丁丑の乱後であり、公贖、私贖の名称が記録の上に明示されるのは、仁祖十五年七月七日、贖還使辛啓榮が入藩し、帰國する際の記事に、「今番公贖私贖合六百餘人」⁽¹⁾とあるのが嚆矢と思われる。

捕虜の贖還は既に述べた如く、仁祖五年丁卯の乱後に始まり、一時杜絶えたこともあるが、仁祖十四、五年丙

子・丁丑の乱後に再燃し、約二十年近く行われていたことになる。この間、国情の大きな変化もあり、贖還の様相も亦変化していく。

次に第一次乱後の贖還と第二次乱後の贖還の相違を列挙してみると、

(一) 第一次乱後は、所謂私贖を以て発足した。公贖は、末期に至り、金國からの朝鮮逃亡人刷還の厳しい督促をやらげるため、はじめて国家が贖価を支給し、刷還人を贖還したのが嚆矢である。しかしこの場合は弥縫策にすぎず、実質的には純然たる公贖と云い切れぬものがあったので、形質共に私贖が主流をなしたと見ることが出来る。第一次乱後は、先に述べた如く敗戦国の常として、贖還も朝鮮が遵守すべき清國からの命令の一つであった。このように國際條約である以上、たてまえとしては国家が買いとる公贖が主となり、私贖が副的立場となつたことは当然で、根本的な相違であった。

(二) 第二次乱後は国家もまた懸命にこの問題にとりくんだが、実状として乱後の疲弊した国家財政では応じ切れず、一時も多くの捕虜を取り戻すためには、たてまえとは逆に、その大部分を贖価を整え得る士民の力に俟つ即ち私贖に委ねざるをえなかつた。そのため今次は当初から、事實上は公贖・私贖が並び行われたことが第一次乱後との大きな相違である。

(三) 手続の面で、第一次乱後は次々に細い制約が設けられた。即ち藩陽に至る途中での贖還が禁止され、公・私贖共にすべて藩陽の地に限定し、贖還を願う者は必ず使臣に隨行することとし、入藩、出去には、朝鮮備邊司、藩陽館所、清衛門の手を経て厳しい國家の管理の下に行われたことである。又たとえ個人の費用で買取る私贖で

も、その手続が国の監督の下にあるだけではなく、違犯者はすべて国の責任として厳しく追及し、国費を以て弁償させられた。

(四) 第二次乱後は、公贖された一部の一般士民は、買取つたあと、その捕虜の身分・職役を改めて義務づけている。仁祖十六年五月十一日、右議政申景禎の啓言中に、

贖還人中公贖者、考其原籍屬為公賤、似為宜當。若不然、則公贖之価、不無處置之路矣。上曰公賤定屬事、似或可矣。而未知何如、令廟堂議處、贖還恤物事、問于該曹、啓曰伝教矣。私贖之人、既帰私賤、則公贖之人、當屬公賤、固不可有所異同。而刷出屬公之際、不無人言、恐不如任之。伏惟上裁、荅曰允。⁽³⁾

とあり、この場合は賤民としての帰属を定めたものであるが、身分を義務づける一つの例として挙げてみた。但しこの場合、公贖された捕虜の中には貧寒の良民の含まれていることも充分考えられ、問題をはらむ一文である。尚、ここでは両度の乱後の贖還の相違点として、捕虜の身分・職役の義務づけを現象としてとらえて列挙した。

以上第一、第二乱後の贖還の大きな相違点をあげてみたが、これらをふまえてもう一度最初に述べた公贖・私贖の名称が記録上に明記されるようになった理由に注目してみたい。

第二次乱後、公・私両種の贖還が、実際には既に盛に並び行われて居りながら、十五年七月の記事を嚆矢として、それ以降十六年五月公賤定屬の事が議せられた頃から、公・私贖の名称が、固有名詞のように定着して用いられるようになったことは、単に両者が並び行われ、手続等に違いがあると云うことのみにとどまらない。即ち第二次の乱の敗戦直後、朝鮮側の举国一致、非常な意氣込であつた贖還の計画も、數度贖還使がたち、人市を経た結

果、想像を絶する贋価の暴騰のため、あえなく崩れ去ってしまい、これをさかいとして、やむなく贋還全般に大きな変化が生じた。これが顯著に現れるのが、國の政策として國費を以て行われている公贋の面である。先ずその第一の変化は、発足の主旨であった貧寒民衆救済の恩情主義をして、宗室をはじめ、子孫を存続させる価値ある者から、公贋の範囲を局限したことである。この限定の仕方には問題はあるが、國費の不足から節減せざるを得なかつたためである。節減の他の一つの理由には、當時すでに始まつて居り、将来頻発する不安をはらむ清國側の捕虜の強制売りこみ、或は贋価未払分の強制取立てに備えねばならなかつたことも考えられる。ともあれ当面の急務として、この大きな方針の変更を、殺到する公贋請願者に認識させるためにも、公・私贋の名称を併用して、はつきりと両者を区別し、その相違を民衆に明示する必要に迫られて来た。即ち公・私贋の名称が記録上に固定して使われ出したことは、贋還の過程に於いて、その激変する時期を暗示するものとして受けとつてみたい。

二 私 贖

第二次乱後の贋還の特色として、当初から公・私贋が併び行われたことを述べたが、贋価の暴騰で、公贋の範囲が局限され、救済の意味での一般士民の公贋が切りそりられて以後、後半期の贋還に於ける私贋の比率は前半に比べてぐっと重くなり、困難の度もこれに伴つて一層深くなつた。

この私贋の対象となる一般士民は更に三段階に分けて考えねばならない。

- 一、財力ある者
- 二、中産者
- 三、貧寒者

等である。

一、財力ある者については、第二次の乱による捕虜は、一般士民の中でも、ことに開城・玉都の士庶及び吏胥商賈の類が多いと云われてゐるので、財力ある者が多く、肉親の所在さえわかれれば、瀋陽へ至る途中或は瀋陽で、万金を積んで買い戻してゐる。このことが贖価をつりあげることとなり、贖還の進歩にあとあとまで悪影響を及ぼすこととなる。このようにして財力ある者の贖還は、再開当初に集注し、少くとも前期には殆ど終了していと推量出来る。又、三、貧寒者は、国の救済が打切られた時点で、通常の贖還は完全に絶望しなければならなかつた。したがつて第二次乱後、後半期の贖還中、私贖の対象となる者は主として、二、にあげた中産者、即ち無理をして贖価及び旅費を備え得る士民達と云うことになる。

次に私贖のため瀋陽に入る機会は、備辺司に願い出て公文の支給をうけ、使臣に随行することに定められてゐた。然し贖還を願う者達にはこのような緩慢な機会では到底ことたりなかつた。甚しい一例としては、贖価を備えれる都合でその年の使行に間に合わず、翌年まで延期せざるをえなくなり、入瀋した時は、捕虜となつた肉親は既に転売され行方がわからなくなつてゐたと云う悲劇も起つた。その上、清国側の数度に亘る贖還禁止の期間もさしはさまり更に機会は減少した。

一方、当初からの現象であるが、末期に近づくにしたがい異常な暴騰ぶりをみせた贖価は更に彼等を失望のどん底にたたきこんだ。

以上のような苦境の中にも、一般士民の肉親をとり戻そうとする悲願は変りなく、捕虜となつた肉親の行方を伝

聞すると家・田畠を売つて費用を整え買ひ戻そうとした。しかし先述の如く、入藩の機会も不足し、贖価が暴騰し、國家の援助も打切られた一般士民には、正規のルートでは贖還不可能の場合が非常に多かつたので、彼等の残された方法としては、制約の眼を潜つて、あらゆる姑息な手段を弄して、必死に肉親を取り戻す以外はなかつた。この無責任な違犯行為は、結局政府が責任を問われ、国の大出費となつた。こうして一般士民により、種々の弊害の惹き起されたことが、後半期の私贖の大きな特色と云うことが出来る。

一般士民の私贖の記録は、トラブルをおこし、或は違犯行為が発覚し、国の代償を督促され公の事件となつた時、始めて記載されるので、当時の官庁の史料の性格上当然のことであるが、個々の事例は、記録の中に僅かにその大勢をうかがうことが出来るのみである。これらの乏しい史料を通してうかがえることの一として、私贖は終始行われていたが、その大勢には起伏があつた。その第一回のたかまりを見せたのは、贖還が許可され再開した当初で、人々は丁卯の乱後の経験から予想した贖価を備え、收拾のつかぬほどの人数があるものは自分たちで一行をつくり藩陽に殺到した。このあまりの紛擾ぶりに驚いた清国からの厳命で、細い制約が次々に定められた。藩陽では贖還使が派遣され、数回人市がたつたが、結果としては予期せぬ贖価の暴騰により大部分の士民が買い取ることが出来ず、空しく帰国せざるを得なかつた。その後、贖還使の派遣も、贖還市の開催も、贖価のための銀の貸出制度も杜絶し、一般市民の贖還は完全に国費から切りはなされてしまったことは先に述べた通りである。しかしこの間、私贖は低調になつたが絶えることなく持続されていた。こうした情勢のうちに第二のたかまりは、後半期の私贖中、二十年以降贖還の末期に見られる。仁祖二十年四月の記事には、「近來願贖人連続呈状」とあり、同年六

月には、「請贖之人紛擾入送」⁽⁵⁾と述べている。又同月記事中に、鴨綠江を渡る折の義州の検閲で、「贖還人三十三名中、本公司公文授去者只三人。其余則未知何様人、從何處入去乎。」⁽⁶⁾と云う事件が起り、義州府尹が責任を問われてゐる。この一文は手続違犯の例でも挙げられるが、違犯の甚しさもさることながら、肉親を求め、官の眼を潜つて統々と入藩してくる士民の迫力を感じることが出来る。又仁祖二十年十一月の啓文は、「自前贖還之人、例自館所、成給公文出送、而近以行用印信、」⁽⁷⁾と記し、近來公文の代りに官印を押した紙片が通用されている事が報告されている。やむをえず手續を簡素化せざるを得なかつたということとは、殺到してさばききれぬほどの贖還人の人數を想像するに充分である。但し後半期の私贖のたかまりは、当初のものとは全く異つて、追いつめられた状態で、多くの弊害が更に制約を強化していった。この第二の私贖のたかまりは、やはり清國の政情による現象で、中原移住と遷都が願贖人をかりたてていることは否めない事実である。

後半期の私贖の特色である弊害の内容については、先述の如く記録に見られる事例は、私贖として発足し、結末は国費の支払により公贖化するものが多いので、公・私贖の別の判然としないところから、後に「贖還の弊害」という項目を設け、改めて述べることとした。

三 公 質

後半期に於ける贖還は公贖の面で非常に大きな変貌をとげている。十七年以降、諸史料にみえる公贖の記事によりその特色を大別すると左の四つの点を挙げることが出来る。

(一) 請願による贖価の支給

(二) 国及び官衙の要員の補充

(三) 清国側の買取強要

(四) 逃還人贖価・贖価不足分の国費支払等である。

(一) 請願による贖価の支給

贖還市（入市）の大量な買取りが杜絶されてから、請願により個々に贖価を支給し買取る型にかわった。その原因は、贖価の暴騰と諸方面の国の出費が相重り、贖還への経費が減少し、公贖可能の人数が局限されたことによる。従って贖価を支給する場合にも、更に多数の請願者を制限し、選択せざるをえなかつた。そのためやすとして条項など特に定められてはいるわけではないが、自ずとその範囲、順位がきまつていつた。即ち宗室、重臣、功臣、王に關係深い扈從、守衛の軍士關係の捕虜が優先的に公贖の対象となつたことは、諸記録に散見する事例によつても明らかである。但しこれらの範囲、順位は中期以降生じたものでなく、当初から並び行われていたもので、公贖の第一目的であった貧寒無族属者の大量の救済をすべて切り立てたために贖還の対象として浮び上り、強化され、徹底されたと云うことが出来よう。

宗室に関しては、仁祖二十七年五月、仁祖が薨じた後、王の功績を称えた記事の中に、「丁丑乱後、駙馬及宗室

子女被俘者、悉令公価贖之」「駙馬宗室男女俘虜於丁丑亂者、出捐重価以贖」とある。内容は同じことを述べているが、「悉令公価贖之」、「出捐重価以贖」等の表現によつて、王意により如何にその徹底が期されたかがわかる。又これより先、仁祖十六年七月、成宗大王第十二子雲川君奉祀嫡長孫時亨が江都の変で家族を失つたが、後になつて只一人九才になる孫の夢賜が捕虜となつて生存していることがわかり、家を売つて贖価を備え瀋陽に赴いて贖還しようとした。當時贖還事目によると願贖人は年に四回節使の行に随行することになっているが、次の節使の行まで待てないので、間近に出発する節使以外の朴簪の使行に随行したい旨願い出た呈状の中に、

事目已定、今難撓改、而前有宗室子孫以官銀贖還之教、宗室子孫与凡人不同、不可守常規、敢此仰稟答曰依願施行。⁽⁹⁾

とあり、仁祖十八年四月一日、宗室鶴林令燭遠の妹を贖還する際に、「係于宗室子孫贖還恩典不敢不達、依他例給之」⁽¹⁰⁾とあるのを見ても、既に別扱であり、先例となつていてることがわかる。このことは、王統を絶やすまいとする通念に加えて、係類の少い仁祖の宗室保全の強い要望の現われであることは勿論であるが、法外の価格のつりあげを防ぐことも、当初の目的の一つとなつていた。すでに仁祖十五年三月二十二日被擄宗室刷還に関する備局の啓言中に、「……名為宗室、至於列名為贖、則彼知我必欲得之。其索価必倍於他人、無益而反有害、臣等之意、不如泛請贖還。而宗室則官給其価、令使臣隨便図贖、方有見効之望敢稟典曰依啓。」⁽¹¹⁾とあり、他の贖還と同列に行うと、宗室と云う理由で特別に贖価をつり上げられるのを怖れていることがわかるが、同時に「無益而反有害」の言外に宗室の贖価のみならず、一般贖価の値上げえの懸念が含まれている。この時の備局の対策がとりあげられ、これ以

後宗室の贖還は他の公贖と切り離され、從前通り使臣の手により官費をもつてすべて買取られることになり、別種の扱いになった。しかし贖還の後期になると、遠い宗室の子枝(12)までが、先例をたてに強引に贖価を請求し、政府も亦先例に引きずられる感じで悉く贖価を支給することになる。甚しい例としては仁祖二十年四月一十六日に丙子被虜、中宗六代の孫蓮昌都正女子に百五十両の銀を支給しているが、その時の備局の啓に「係是宗室女子之事、故入達後、呈書粘付、報于本府矣。」、「在前宗室子女、朝廷有給価贖來之例。」とこの呈訴の先例により退け難いことを述べ、王意を得ている。又仁祖二十一年六月三日宗室桂陽令礼吉が丙子被虜、子次聖の贖価の不足分の題給を請うて備局に呈状した文中に、「宗室子枝被擄者、曾有國家贖來之命」又「該曹不為統領題給、頃日宗室女子、亦有自朝廷給価公贖之事、此則雖不敢援例仰瀆、云々」等の語が見られる。(13) この結果贖価六十両と公文を支給され藩陽に行き買取らうとしたが、所有主の値上げのため、仁祖二十二年二月十四日には更に二十両が加給されている。(14) 一方贖価の調え得ぬ一般士民達はこの宗室の特例に対し強い反感を持つ結果となる。只この宗室贖還に関して、贖価の出處が、王室の財産からか国庫からか詳細が不明であることに疑問は残る。

重臣功臣の子女に関しては、当初、仁祖十五年七月七日、崔鳴吉と王との問答の中に、「上聞金塗之孫擄在藩陽、謂鳴吉曰、國家雖不得已用法、而勲臣絶嗣亦可矜愍、卿宜贖還」(15) 王は崔鳴吉の入藩に先だち王意を以て金塗の孫の贖還を托している。貧寒な民衆への深い憐憫の情による救済とは別個の贖還に対する王の志向がはつきりとうち出されている。但し一般的には重・功臣は一般士民に比して富有な階級であるから、殆どが私贖によりいち速く肉親を贖還して居り、中には非常な高値で買取つたため、一般の贖価が暴騰すると云う悪影響を及し、廟堂での論難の

的となり、士民の怨嘆を一身に浴びると云う甚しい例もある位で、贖価全額を請願し、官から支給する事例は見出せない。しかし後半期、ことに北京遷都を控えての末期に至っては、現地に着いて予定していた贖価が甚しく暴騰し、その不足額を備える余力も日数もなく一時借用し、その返済の督促が峻烈を極めるために、その不足額を、或は追加の銀品を運ぶための人馬、公文を官に懇請すると云う型の請願が多く現われて来る。しかも王はこれ等に対しあらゆる便宜をはかつてゐる。

扈從守衛軍士の子女に対する王の心遣いは又一入で、仁祖十六年正月、

上下教曰、守衛人妻子、幾許贖還耶、問于備局、備局回啓曰、自公家贖還者、六十六人云矣。⁽¹⁶⁾

とあり、この時点では王室すでに六十六名を贖還していることが明らかである、王意によるものであろう。この後一々挙例はしないが十九年、二十年にかけて扈從守衛の軍士の子女への贖価の支給の事例が目立つてゐる。又軍士の公贖で前期には見られなかつた新しい現象として集団の請願をあげることが出来る。即ち十八人、十五人が連名で、或時は六人、四人の場合もあるがこれは代表者名でその下に……等となつてゐるから、かなりの数が考へらるが、一団となつて請願し、これら捕虜の真偽を査問するのに備局を戸惑わせている。これは贖還末期の現象の一つであることに相違はないが、人々が窮状を訴えて請願するのではなく、同じ軍職にあるものが一括して願い出てゐると云うことは、その職種に対する優遇を意識しての自信のようなものを感じることが出来る。事実これら何れの場合も贖価或は人馬、公文等を量給して入送の便宜をあたえている。

その他の請願の事例も僉正、県監、都承旨、都正、幼学と云うように、役職にある者、地方の名士等で、無名の

士民からのものは一件も見出せなかつた。以上、公贖に於て宗室のみは特例として從来通りの贖還が行われ、他は公贖の範囲が局限され固定されたこと、しかも請願により個々に贖価を支給し、使臣に従つて入藩し、個々に贖還するものが後半期の贖還の成規の型になつたことを述べた。従つてこの時点の公贖と私贖との相違は、宗室を除いて贖価を支給されるか否かの一点にあるのみで、その他は稀に特例により隨時入藩の許可を得られたこと以外は、方法・手続等に於て差異がなくなつた。尚、公贖のポイントとなる贖価の支給については種々のケースがある。本来贖価は銀子をもつて支払われるべきものであるが、捕虜所有者の希望もあり銀子にそえてタバコ、紙、毛皮等々の物品をも請求される場合が多かつたので、贖価には銀子の外にこれら物品をも含まれることになる。請願の種類としては、

- 1、 賞価全額を請願する。
 - 2、 自ら贖価を備え不足の分だけを請願する。
 - 3、 既に贖価の支給を受けながら、種々の事情による追加分を再請願する。
 - 4、 賞価及び入藩のための旅費、人馬を請求する。
 - 5、 旅費、人馬のみを、或は之を個々に請願する。
- 等であつたが、贖価のみでなく、贖還のための価物、人馬の中の一つでも官から支給された場合はすべて広い意味で公贖の範疇に入れた。

(二) 国及び官衙の要員の補充

国費又は公費の中からまとまつた銀子をおくり、捕虜の中から必要な人員を買取ることで、大量な金額でまとまつた人員を買取ることでは当初の貧寒の民を救済する例と類似しているが、本質的には大差あることは既に述べた通りで、買取られた捕虜は公僕、公賤として肉親の許に復帰する事は出来ず、永久にその労働力を國又は公の機関に確保されることになる。しかし一面この時期に至ると乱後の多方面の需要に対する人手不足の解消には、哀しいことであるが自國の捕虜を買いとる以外に方法なく、もはや論難する者もなかつた。大きな事例としては左記の三件があげられる。

1、農軍獲得
2、司僕寺の要員の補充
3、藩館要員の補充

1、農軍獲得については、第一次乱後、大切な人質である世子・大君を中心に瀋陽に設置された館所の経費は当初、物資、糧餉は清國から支給され、不足分を本国から補給していた。その後仁祖十八年三月から饌物(副食物の材料)の支給を止め、戸部から十朔用として銀千両を与え、瀋陽で購入させている。更に十九年三月には菜物の支給を止め、菜田を与え耕食させたが、同年十一月に至って突如糧餉の支給は全面的に廃止し、その代り藩館に農地を与え自耕自食を厳命した。農地は四箇所(二十一年に一箇所追加)、実施は翌二十年春であった。この短期間に体制

を調えることは至難であり、その後の見通しもたたず、敗戦後の疲弊した国家には負担が重すぎたので、自耕自食を辞退したい旨懸命に争つたが容れられず、従わざるをえなかつた。準備の段階で一番苦慮したのは農軍即ち農耕者の調達で、窮余の一策として、清国側の指嗾により、私贖を一時停止して、自国の被虜を比較的廉価に大量公贖し、これを農軍として使役することとした。十九年末から二十年三月までに買取つた数が百名を越え、略定数に達したので、私贖の停止も解かれたと報じて⁽¹⁷⁾いる。この農軍には本国から罪人達をも送りこんでいるが、公贖の被虜が大部分をしめている。この農地に配分された農軍、即ち耕夫の集団からも他の捕虜に見られるよう多く巡回人を出している。彼等は贖還されたとはいえ、以前に、贖還後直に本国に帰えることが出来たものとは相違して、労働力のみを買取られたこととなり、前者とはほど遠い悲劇としてうけとめねばならない。

2、司僕寺要員の補充については、本来司僕寺が輿馬廐牧のことを掌つてゐるが、第一次乱後は、使行、贖還等に關聯して人馬の需要が激増した上に、兵役、運糧等清国側の人馬の誅求熾烈を極め、牧場の管理、人馬の調達に奔走するため、極度の人員不足に陥つていた。仁祖二十年三月二十三日司僕寺の啓によると、前日藩陽宰臣の状啓により請求された養馬人の買戻しは、最緊急を要する問題なので、既に王の允下を得ていた。又これを実行にうつすために贖還捕虜の適用が提案されたことも左の一文で明らかである。

頃年臣等相議、欲備価送藩贖還我人、仍属本寺典僕、永為使喚於公於私、實為兩便。⁽¹⁸⁾

しかしこの案も、司僕寺の公費では馬を購入するのが手一ぱいであるから実現出来なかつた。この度さらに藩陽宰臣から司僕寺牽馬巨達（馬を牽き世話をする使丁）の役として最少限度十数人の贖価を請願して來た。これに対する

備辺司の王意を得ての処置としては、當時瀋陽は大飢饉で、口減しのため人価が異常にやすくなっているので、この際、十余人に止めず、出来るだけ多くの人口を上手に買いとれば、今後の需要を充すことも出来るとして、とりあえず一千両の銀子を急ぎ備送している。⁽¹⁹⁾ 但し当時は司僕寺に限らず他の官庁に於ても人手が不足し、定例の業務に支障をきたしていることは明らかで、その著しい例としては、二十三年の礼曹の啓に、乱後樂工・樂生の捕虜になり、或は殺された者が甚だ多く、廟社、文廟、山川の祭に舞樂を用いることが出来なくなつて十年にもなるが未だ復設出来ない。しかし決して廃してはならないものであるから、廟堂でも意を用いてもらい度いと訴えている。⁽²⁰⁾

王もこの請をとり上げてはいるが、具体的な案は示されていない。儒教国家に於て最も大切な國の祭祀に事欠きながら、その補充も出来ず、清国との交渉の最も多い司僕寺に重点的に一千両の銀を備送し、出来る限り多くの労働力の確保を命じたことは、當時清國の人馬の誅求が如何に厳しいものであったか、又朝鮮側の財政が如何に枯渇していたかをしる史料として、間接ながら如実にその間の事情を物語ついている。この意味で一千両は非常な重みのある一千両であり、又これによる贖還は当初のように救濟の意味をもつ余裕は更になかった。因にこの人馬の需要は、二十一年には十月の北京遷都を控えて増大した。即ち朝鮮側としては、清太宗に隨行する世子、大君等王族の一行及び扈從の軍士、藩館職員、これに附帯する用具、物資、食糧の運搬、その後も引続いての使臣の往来等のために、京城から一千里の瀋陽、瀋陽から更に北京迄二千里、食糧の補給も出来ない曠野を往来するには、莫大な費用と共に實に多數の人馬を必要とした。又これに並んで清國側から遷都の為の人馬調達の厳命急を告げ、遂に王をして「目今難堪之事、不過天馬之弊而已」⁽²¹⁾ 或は「西路夫馬供億之弊、有朝夕土崩之患」⁽²²⁾ と慨歎せしめている。仁祖一

十二年八月、九月の記録である。收拾のつかぬ昏惑ぶりがはつきりと伺えると共に、その事務を担当する司僕寺の苦勞と、國の特別の配慮も納得出来る。

3、藩館要員の補充。ごく少数の特種のものを除いては直接の記録はない。しかしここに間接の例として、世子の專横と、王と世子との確執を喧伝する左のような記録がある。仁祖二十二年四月二十一日、

上命推考義州府尹洪塚、蓋世子還藩時、豫錄啓渡江人馬之數。其中有公贖人之名、上命問于洪塚。豫以其事涉世子、不敢以實對。故有是命。初世子在藩贖得被擄男女數百人、不稟于大朝、亦不出送。及東還之時、因其屬之願見父母、始皆率來。及還藩又復帶去。上聞而惡之、故有是命。⁽²³⁾

世子は質子として瀋陽に赴いてから前後二回帰国の許可を得てゐる。今回はその第一回目の帰省で、世孫・諸孫及び麟坪大君竝に同夫人を代質として、仁祖二十一年十一月十五日瀋陽を発⁽²⁴⁾し、二十二年正月二十日京城着、同年二月十九日京城発、三月二十四日瀋陽着という行程で約一ヶ月間京城に滞在してゐた。世子の嬪宮の父の喪に参列出來なかつたので、改めてこれを弔うためと云うのも主要な目的の一つであつた。この帰国際、藩館で買取つた捕虜數百人を、彼等の希望により父母に面会させるために引率したが、瀋陽に戻る時にまたつれ帰つてしまつた。しかもこれ等捕虜の買取りについて王の許に報告もなく、公贖人の往来についても備局への公文、兵曹への草料の申請もなく、この度の渡江人馬の啓録中に公贖人の名が始まつて発見された。その後、義州府尹洪豫が王命によりこの間の事情を究問したが世子は取合わなかつた。この報告を聞いた王は世子の專横なりとしてこれを悪んだと云う事件である。⁽²⁵⁾この事件の内容については色々推測出来るが、今この記事を敢て引用するのはこの記録の主旨からは外

ずれるが、この事件を角度を変えて考えてみると、これらの捕虜は既に藩館の公贖人として藩館で使役されて居り、一時帰省して再び藩館の職場に帰つて行つたと解釈すべきであろう。只この贖価の財源は、王はこの公贖人に關しては、聞知していないところと激怒している事から推しても、國費から大量の金額を送り、数百人という大量の人員を一度に買取つたとは到底考えられない。したがつて贖還の時期、方法等詳細は明らかでないが、事件の起つた時点で数百人という多數の捕虜が藩館の要員の補充として使役されていたことだけは明らかで、この意味にて異質ではあるが第3の事例として挙げることとした。

次に少數の事例としては左の二件がある。

○ 館内医女の補充

○ 清訳官の補充

医女の補充については、藩館には当初から医官、針官が職員として常駐していたが、臨時の場合などにどうしても医女の手が必要で不便を感じていた。仁祖十七年八月偶然内医院の医女銀真が捕虜となつて藩陽に来たので、大君の宮人がこれを公贖し、⁽²⁸⁾換贖という型で内医院の了解を得て藩館に永属せしめ、特に嬪、夫人のために医薬關係の要員としてこれを加えたと云う事件である。

清訳官補充は、仁祖二十年頃になると清漢語に堪能な通訳は年少な者は居らず、老病のため使えなくなつた者も出て不足してきた。その補充のために備局から贖還人の中には清語に曉通している者が頗る多いから、贖還人で、司訳院に入属し通訳になることを希望する者を募集し、その中から選ぶことを提案している。⁽²⁹⁾この案は王意を得て

募集が行われ、仁祖二十一年二月十九日には備辺司は贖還人中八名の清訳合格者を報じている。⁽³⁰⁾

又特に項目として挙げなかつたが、先に農軍の条で述べたように、農地で農軍を監督する屯監に公贖人二名が採用されていることもその能力をかわれてのことと、同じ範疇に入れてもよいと思う。以上少数の事例は、特殊の技能を持つ者でごく少数であり、又当初からその使用目的のため公贖された者、公贖後その特技をかわれて使用されて居る者等、多少採用の仕方は異なるが、何れもやはり後半期の公贖の特色を現している。

(三) 清国側の買取強要

清国側の買取強要是後半期の公贖中最も特色あるものである。記録には請贖、請売、請公贖、懇請公贖、切請公贖、請売公贖、請出卖、願贖、願売、切願出卖、勒売、勒贖、等色々の呼び方をされてゐるが同意語である。但し勒贖、勒売等は朝鮮側の呼称である。以後代表して勒贖の語を用いるが、要するに清国側の買取の強要である。この強要是朝鮮側の意向、財源等を無視して清国側から自家所有の捕虜を強制的に売りつけてくることで、諸史料から拾集整理してみると三十件に近い事例を見ることが出来る。これは売主が清國の王族・要人及び朝鮮と密接な関係にある者達であった点、贖価が特別高額である点、請求の度数が頻繁且急劇で、請求というより厳命に近いものである点から、その都度藩館をはじめ本国政府を震驚させてゐるから、他の公贖と異なり、勒贖の記録は殆の事例を網羅しているものと考えられる。故に勒贖に関する諸点に就て、量質共にこれら事例をもととして判断しても大瑕ないと思う。

先に触れた売主に就ては、仁祖十六年四月二十一日に、戸部被虜人勒賣価四百一十三両が入送されているのが、唯一の官厅の強制売込みの例で、他の二十余件は個々の家の要求として手もろい捕虜をもちこんでくる。事例にみる売主は、大王（和碩礼親王代善）、満将（礼部承政滿達爾漢）、龍將（固山額礼部承政英俄爾岱）、甫太平古（戸部啓心郎布丹偏俄）、阿里巖排（戸部、妻皇帝親妹）及び鄭命寿（守）（衙訳＝朝鮮人で清に降った通訳）等で、殆は王族、中央官衙の高官で、殊に龍將（英俄爾岱）は属国となつた朝鮮との交渉を担当する最高長官であり、甫太平古（布丹偏俄）は龍將（英俄爾岱）の下にあつて朝鮮関係の事務を処理する第一人者であったことは、仁祖十五年十月二十六日龍・馬（英俄爾岱）（馬福塔）が保大平古（布丹偏俄）をともなつて藩館で世子に謁し、使臣も同席した折に、「龍將指保大平古、⁽³¹⁾謂使臣曰、俺等出去、贖還等事、一聽此人」と云つたことでも明らかである。この他鄭命寿は朝鮮人でありながら、清に降り衙訳となり、両国間の重要な交渉の通訳にあたつてはいたので、彼の舌先三寸で事の成否を左右するこ⁽³²⁾とが出来た。贖還に当つても自由に操作し、困窮する朝鮮側に多くの賄賂を貪り、その不正は目にあまるものがあつた。彼は地位こそ高くなかったが、その職責上朝鮮側は死活を握っていたので、同国人として怨みは更に強いものがあつたが、その申し出に従わざるを得なかつた。このように王族、功臣等国際的な交渉の際、非常な影響を持つ要職にある人々、及び朝鮮と密着した役職にある者達が強制売込みの売主であつたから、どんなに苦しくてもその申出に背けぬ苦衷を当時の記録の处处に溜息のようにもらしている。即ち大王については「大王家亦非尋常將官之比、若一向違拒、則必有生事之患」⁽³³⁾といふ、戸部阿里巖排が妻の喪の費用にあてるべく勒贖を申し出た時は、「則阿里巖排之妻、乃皇帝之親妹、此喪家之請、不可不從」⁽³⁴⁾とし、また満将（満達爾漢）に関しては、「満将亦

屢請出賣、此人專管礼部事務不喻、自前多有好意、不得不曲從⁽³⁵⁾」と述べている。朝鮮の担当者で、贖還に関する総てをとりしきつてゐる龍將（英俄爾岱）には、「龍將所言不可不副」と云い、又甚しい例として、「家計甚奢」と称して十余才の男児を一百両で売りつけて來た折も、「龍之所懇、不得不從」として無用の子供を法外の高値で買いたらざるを得なかつた。鄭命寿については、ここに一つの事例をあげ、彼の強引きとこれに対応する藩館側の苦衷の一端を具体的にみたまう。仁祖二十一年五月、鄭命寿は刷還された捕虜林永守夫妻を、贖出して館所で使役するようだと六百両で売りつけて來た。世子は、先づ館所に儲えがなく贖出来ないこと、次に、かりに銀貨が多くあつたとしても、このようないわれない売込みには、たとえ衙門の命令であつてもこれに従つて先例を作つてはならない。又現在贖価が何倍もに暴騰してゐるのでは到底応じ切れないと答えて強く断つてゐる。これに対して鄭訳は「再三強之、咆哮不已」とあり、世子は止むをえず本国からの送金を俟つてから論議して処理することとし、この妥協案をもつて鄭訳が衙門を往返し、その伝言と称するところによると、四百両にまけるから五月晦日までに速に備納するようとの命令であった。その後の結末を館所から概歎を混えて左の様に承政院に報告してゐる。「再三力爭、終不聽理、只減二百両之数、二人贖価、多至四百金。雖極無理、從前如此之事。非一非再、今不得終始防塞為白去乎、令該曹從速備送」と。

結局、刷還して來た平民二名の捕虜を四百両の高値で強制的に買取られたのである。この強制賣込みの一件については、表面衙門からの通達の形をとつてゐるが非常に大きな疑問が残る。先づ真に衙門の通達であるなら記録に於ても「鄭訳以衙門之意來言曰」、再来の場合も「鄭訳以衙門之意又為來言曰」とし、又龍將（英俄爾岱）の伝言

であるならば「龍將送鄭訳于世子前曰」、「鄭訳以龍將分付來言曰」、「鄭訳以龍將意來告曰」と云う形をとるのが常例である。しかしこの事例は「鄭訳來曰」と云い、冒頭で買取を強要している。次に、藩館には絶えず難題がもたらされ世子、使臣、館員等が縷々として弁明し容赦を請うケースが多かった。このような時には、言葉の上では礼を失することがないように辞を厚くして対応するのが常例であったが、この件に関しては、世子の申し出を断る口吻が非常に強く、「雖有衙門分付」という言葉がとくに用いられていること、伝言の使者であるならそのまま世子の言をとりつづべきであるのに鄭訳が強要しつづけ咆哮してねばり通したこと、減額しても現金をつかみたがっていること等これらの諸点を考え併せてみると、この件は衙門からの買取の強要ではなく、むしろ鄭訳が衙門の威光をバックに自ら売り込んで来たようにも考えられる。

以上、売主と朝鮮との密着した関係と彼等に従わざるをえない苦衷を一つの事例を通して述べてみた。

次にこれら売主の買取強要の度数の比率は三十件近い中で、他は一、二件づつであるのに比して龍將（英俄爾岱）のみは十七件を挙げることが出来る。大半以上を占めていることになる。龍將（英俄爾岱）は世子に、大君に、館所にと所を替え、種々の需要を強制売込みで得た銀子で充していた。又、公然とどることの出来ぬ礼金を贋還人の名に托して得んとし女人一人に数百両の贋価をつけた。朝鮮側の記録ではこれを渙鑿之欲と形容している。更に仁祖二十年には家に儲なく家長の婚期が迫っていることを理由に数百両の借金を申し出している。これは買取強要とは異なるが、願貸とは云いながら返済されるあてのない公金の勒出で渙鑿の欲の最たるものであろう。

強制売込みの発生の年代的な状況は、記録に見える事例の件数から見ると、仁祖十六、七年に各一件づつで、十

八年から二十一年にかけて頻発し、その中、他の年度は件数としては平均しているが、特に十九年には最多数で十件に近く発生している。

又強制売込みの内容に於ける特色を挙げてみると、仁祖十六年は僅か一件であるが、これは謝恩使崔鳴吉の一行が入藩の折に戸曹に輸送を托した「戸部被擄人、勒賣価四百二十三兩」の記録で、先述のごとく事例中、公の機関からの買取強要の唯一の例である。次に最多発の十九年の強制売込みには他の年に見られぬ切願出賣、切請公贖、懇請公贖の語が散見することと、強制売込みが、成功せず、事例として記録されていないが、先に述べた清國の王族、要人、訳官以外に、龍將（英俄爾岱）の妻、礼部官員等から衙門通事等を通じて勒賣の要請のあつたことが記録されている。⁽³⁹⁾

又二十年後半からその傾向が見え、二十一年には勒贖価が急激に増大していることと、特に強要の理由として、二十年迄は専ら売主の必要を述べていたが、二十一年に至ると半命令的に、朝鮮側の買取った捕虜の用途迄指示している。従来強制売り込みの捕虜と云うと、彼我共に利用価値の極めて低い、又は利用価値の無い老人、女人、子供であったが、今次は使役出来る者を推す代りに、法外な価格を強要していることが特色である。

発生状況からみた強制売込みの特色の中、第一にあげた戸部の売込みについては、朝鮮の備辺司と共に清國戸部は贖還の業務すべてを行っていたから、ここに示された勒贖価四百二十三兩は、個々の出賣を希望する者の勒贖価の集計額ととれないこともないが、やはり個人の所有の捕虜とは別に官衙としての戸部の所有していた捕虜の強制売込みで、他の衙門に比して職種上特に強制力が強かつた為と考えられる。第二の十九年の件数の急激な多発と、

第三の二十年、二十一年の勒贖価の増大とはそれぞれ背後の経済的政治的な要因を反映している。先ず十九年は、藩陽は大飢饉で食糧に窮し口減しの必要なことと、諸物価が上り金錢が必要になつたことの両面から、所有の捕虜も最少限度の需要量を残して他はなるべく高値で売り払つて銀子を得ることに懸命となり館所に殺到した。この結果王族、要人達の強制売込み件数が激増することとなるが、藩陽状啓はその他の状況を左の如く述べている。

此處亦患年饑、且尚神祀、來請公贖者頗多、如龍將之妻、及礼部官員等、使衙門通事等、切請公贖。而辭以館所儲蕩竭、姑為搪塞。⁽⁴⁰⁾

切請公贖、懇請公贖には他の強制売込みと異なり素直に売主の困却、歎願の情があらわれて居り、館所も亦財源なく応じ切れない苦衷を「姑為搪塞」の語に托している。こうして辞退した分も入れ申請の件数で数えれば、強制売込みの度数は想像に絶する多数なものであったと思われるが、この項で扱うのはあくまでも勒贖価を支払い、事例として記録されている先述の如き限られた人々のことである。次に強制売込み頻発の甚しい例としては、仁祖十九年十一月に入ると三日、二十五日に戸部阿リ巖排の懇請で計一四〇両を、二十一日は龍將（英俄爾岱）の請贖で女人一人二七〇両を支払つてゐる。この間の事情を、「以為因龍將之請、公贖兩人、未過數日是去乙。今又勒賣、其價從何弁得乎。勢甚悶迫、……公贖之事、最為巨弊。一月之内、不下數巡、勢將難支、極為悶慮」。と報告し、館中の必要経費から、転用したので、本国政府からの価銀の入送補充を請うてゐる。

仁祖二十年から二十一年にかけての勒贖価の増大は、数件を除く十数件にのぼる事例はすべて龍將（英俄爾岱）の

強要であることを先ず第一に注目しなければならない。勒贖額増大の状況は単価としても百両から二百五十両まで上昇してゆくが、それにもまして増大する主な理由は、以前は同一売主から一時に大体一人づつ買取を強要しているものが、この時期になると、同一売主から一度に数人づつ、又数日間に矢つぎ早に数件を、或は世子、大君、館所と云うように所をかえ相手をかえて引き続き買取を強要するために、四百五十両、四百八十両、六百九十両という莫大な金額を館所からかためて支払はねばならなくなつた為である。又これだけではあきたらず皇帝使用と称する馬二匹まで捕虜の贖価のみの百九十両で強制的に売りつけ、又事実上は贈与に等しい数百両の借金を強要し二百両を獲得している。

強制売りつけの増大の根本原因としては、朝鮮側の財源枯渇し、贖還が進歩しないこともあるが、一方事例の殆どが龍將（英俄爾岱）の強制売込みであることから考へると、龍將（英俄爾岱）は清国の首脳であったから、明軍を追つて征戦が急速に西にのび、中原を平定する日もほど遠くないこと、事実仁祖二十一年太宗が崩御し、多爾袞が摂政になつてから北京遷都は現実の問題として考えられていたことと思う。そのためこれにともなつて藩館は實質的に機能を失い、贖還事務も終了するのを想定していたことは明らかである。龍將（英俄爾岱）の買取強要の理由の中に、「以西行之故欲為治裝」、「家無所儲、俺且出去、極為切悶」、「俺今遠行、還期難知」、等の語の裏にも以上の情勢がうかがえる。ともかくも贖還事務終了後は所有の捕虜の商品価値は消滅するわけで、中原の移動には労働力として使役に堪える者以外は女子、小兒、病弱の捕虜の帶行は全く無意味で貴重な財源の浪費にすぎなかつた。そのためこれらの捕虜を商品価値の存するうちに急いで携帯に便利な銀子にかえなければならなかつた。又藩館の

存するうちにあらゆる名目でとれるだけの銀子をとりたてようとした。以上こうした政治的変動を背景に贖還の様相も変化し、清国側は強引に売り急ぎ残る僅かな時期を勒贖は熾烈を極め、勒贖価は急激に増大する結果となつた。

又ここに時期を同じくして発生した別の事件がある。即ち仁祖二十一年一月十四日清国側から明に与したとして捕えられていた李敬輿、李明漢、許啓の三名を皇帝の命により、万死に値する罪を赦して削職釈放する代りに贖罪として一人一千両（許啓は後六百両に減額）の支払を厳命して來た。⁽³⁸⁾ 贖罪は勒贖とは全然性格を異にした財物を以て罪をあがなう刑法の一つであるが、この場合、朝鮮側の懇請と云うより清国側の突然の嚴命で直ちに多額の銀子を徴納せしめられている点、原因も意図も勒贖と同じく、遷都をひかえての銀子獲得の現われの一つとして勒贖と併せて注目すべきである。

以上この激しい誅求と莫大な出費により藩館側では本国へ送金を仰いだのは勿論であるが、遠路の往復を待てぬほどの早急な出費が重つて、館の必要経費のすべてを転用して勒贖価につきこんでも足らなかつた。更に飢餓も加わって館員の食糧まで事欠き困窮し絶望した状態を、仁祖二十年閏十一月一日の承政院への啓文中に次のように述べている。「日今館中所儲虛竭、四處農所收穫亦甚零星。前頭許多員役繼糧、百計無策。此外不時需用、難保其必無、事勢渴悶」と。⁽³⁹⁾

更に二十一年には、「近日館中所儲乏尽無余。每当急劇勒贖之時、借貸私銀、殊甚苟且」と歎じている。ここに至ると、とれるだけとり、しばれるだけしばりしがれると云うべきであろう。又間断なく送金を請求される本国

に於ても感じ得る財源のある筈もなく、その苦しさを「在藩之官、惟命是從、以致贖価日高、事甚不⁽⁴⁵⁾當」とむしろ藩館の優柔不斷に帰して非難している。千里の山河が藩館の苦衷を理解しながらも肌で感じじることを出来なくしている。敗戦の一つの悲劇という他はない。このように勒贖は末期に於ける藩館の経済を根底から覆し、立ちゆかぬ状態に追いこみ、本国の財政もゆるがせるほどの恐怖を与えるに至つたが、清国側では目算の中であつたかもしない。

勒贖と他の公贖との差異は、従来の公贖は公金をもつて贖還に赴いたことによるが、勒贖はこれとは逆に朝鮮側で請贖していない捕虜を高い価格をつけて強制的に贖還せしめることで、これを公贖と云う所以は、個人対個人の取引の場合、贖価が折合わねば贖還は不成立に終るが、勒贖の場合は、売主は僅かな例外を除いては殆どか個々の家の要求として所有の捕虜を売りこんでくるが、確実に代価を得るために、なんとか贖価を拈出できる朝鮮政府を、そしてもつとも手近で強制し易い藩館を対象とした。個人的に世子、大君に密に請願することもあつたが、これらは当然館費即國費から支払われた。このようにして手段は異つても勒贖価の財源がすべて國費である点公贖に類別出来る。清国側でも「請公贖」、「願為公贖」、「請壳公贖人」、等と称し国家で買い取ることをはつきり命じている。朝鮮側では買取った捕虜を売主の名を附して、「大王家処公贖女人」、「馬將処公贖男女」、「龍將公贖女人」、「甫大平古公贖人」、「龍將公贖人」、等と呼び又その贖価は「戸部公贖価」、「大王公贖価」、等と公贖の名を以て呼んでいる。

即ち勒贖に於ける公贖は、先方から強制された公贖であり、この期に至つて彼等に利用され、個々に大量な銀子

を獲得する恰好な手段となつた。以上を綜合すると勒贖は公贖の一種ではあるが非常に異質なものであつた。しかも既に贖還再開後間もなく十六年頃から行われていたが、その後政情を反映して十八年頃から急激に件数を増し、勒贖額も増大して財源を危くした。この発生度と藩館の死活問題にまで及んだ影響の大きさから、後半期の贖還の特色の最たるものとなつた。

(四) 逃回人贖価及び贖価不足分の国費支払

次に純然たる公贖とは云えないが、捕虜に関して国費を以て支払うことを余儀なくさせられているものが教種である。これらは第三の勒贖、勒売等に対して、朝鮮側では特に勒徵、勒定の語が用いられ、徵銀、勒定價、勒定贖価の責納と称している。勒徵とは強制取り立てのことである。

- 1、逃回人贖価
- 2、贖価の未収銀に対する追徵金、加徵金
- 3、所有主が、放売の意志なき場合の贖価
- 4、衙門に於ける争価による罰金
- 5、違犯贖還に対する罰金

等種々のケースがあるが、大別すれば贖価の代償と罰金の国庫負担と云うことになる。

- 1、逃回人の贖価について、これは清の軍士にとって捕虜は戦功の褒賞であり、個々の所有物であるから、そ

の捕虜の朝鮮への逃還は、清の軍士にとって財産の喪失であり、朝鮮側で清の軍士の財産を横領するという見地から逃回人の刷還の命令は峻烈を極めた。この捕虜の逃回の統出することは当然予知されていたことで、乱後の条約の中に、逃回者は必ず執えて所有主に送り返し、贖還を希望する時は、所有主との間で、彼の申出に従つて取引するよう定められていることは先述の通りである。このように清国への刷還は国家の義務として課せられているので、刷還を怠った場合は当然国家がその責任を問われ、弁償の意味で贖価を支払うことを命じられた、又その刷還者の贖価も、朝鮮に逃亡して刷還せざる者の贖価も、その捕虜が逃走した罪に対する懲罰の意が加つてその価格が増加強要された。甚しきに至つては、逃回人が果して帰国したのか、他の地に逃亡したのか行方は杳としてわからず、生死のほども不明の場合でもその贖価を入送せしめている。

2、贖価の未収銀については、贖価の暴騰のため階層の別なく全般に亘つて起きている現象であるが、先述の如く宗室、重・功臣、守備扈從の軍士達は不足分を請願して政府より支給されているので勒徵の場合問題となるのは、殆が公贖価をうけられない私自贖還の場合に限られている。私贖の中でもある程度の役職にあるものは不足贖価を次の使行に托して納入することを約して帰国するものもあるが、大部分は瀋陽で知りあつた清人から借金し、返済の期限を切りながら、帰国後、期限が過ぎても送金して来ないケースが非常に多かった。その事情としては、始めから借金をふみたおす考えの者もあつたかも知れず、又帰国後不足金の調達が出来ぬ者、或は金額は用意したが行路でてまどり期限までに納入出来ぬ等種々あるが、何れにせよ期限を過ぎても未収の時は衙門に訴え出て、衙門から館所又は使臣入藩の折を狙つて使行の処に督徵した。期限の遅れた場合の贖価は元数の上に加徵金が加り倍

額になることも少くなかつた。但し、加徵金の価格は被虜の身分によつても異り、感情的なものも加り、確然とした基準があつたとも思えないが、倍加する例が多い。

又この館所及び使行の處から確實に銀子の入手出来ると云う事情を逆用して、多数の清人がひそかに、すゝんで金を貸出し、國の財政を危くする大きな弊害になつてきたことを左の如く述べている。

我国人以贖還來者、切於目前之急、各於清人相識處、貸出銀子、贖還出去之後、無意還償。日月已久、見貸清人、末由還徵、必來館所臣等處、万端侵責、不勝其苦。而一從其言、移文徵給、則日亦不足。慮此不徵、則潛自貸出者、不知其數。甘心於不徵、貸出而不給、則適長其奸計、生事於國家。乃目今大弊也。貸出之路、若不痛治而杜絕、則日後無窮之患、不可勝言。⁽⁴⁵⁾

更に語を次いで以上の対策として、今後我国人の越江の時、義州府尹に命令を以て通知し清人から銀子を借り出さないことを徹底させ、犯禁者は潜商と同罪で嚴重に処断することを条令に規定し、平安監所に送り弊事ををせぐことを厳しく戒めるよう廟堂の決定を仰いでいる。いかにこの種の事件が頻発し、勒贖同様一大弊事となり國の財政を危くしているか^ゞわかる。但しこれは勒贖と異なり、自國民の行為が原因となつてゐるため、取締る余地を残しているので、國としても対策に懸命になつてゐるが、すでに政府ばなれした民衆の、どんな方法を講じても必死に肉親をとり戻そうとする怒濤のような大勢におしまくられていの感が深い。館所では強制とりたての苦しみを、

「將欲屢次懇陳於衙門、而歐逐叱責、使不得接語……更無可図之勢、不知所為。大槩私自贖還價未收乙每責於館所及使行、其弊不可勝言」。⁽⁴⁶⁾

とも云つてゐる。

3、所有主が放売の意志なき場合の贖価については、一事例として、生員辛得榮の女(48)が大王家の捕虜となり、得榮の奴次立が贖還を願い出た時、大王家から衙門に届け出で、鄭訳が衙門の意向を伝えて來た。主旨はこの捕虜は現在婢子として使役しているので発売する意志はなかった。しかし贖還の話しが来ると本人も安心して服役出来ぬので売りわたすが、無理を頼んだのであるからその償いとして五百両を責納するようとの命令であった。次立は百両の贖価しか持参して居らず、金策に窮してしまったが、衙門の通事達はこの特別な措置を辞退することを許さず、館所にその支払を督促してやまなかつた。この責納せしめる理由が大王家の本音であつたか、又五百両と云う金額が大王家の真に必要な額であつたか、衙門或は衙訳の操作が加つてゐるのではないかというように疑う余地もあるが、いずれにもせよ報償としての莫大な贖価を館所に肩代りさせて強制的にとりたてたことは事実である。

4、衙門に於ける争価による罰金については、藩館の役員である前司(49)禦闕壇の奴論金が、以前義立と云う者を贖還しようとして、贖価のことで争つて衙門でさわぎを起し、衙門は怒つて論金を拘留してしまつた。後になつて突然義立を放売し、争価の騒擾の罪に対する罰金をもこめて五百両の銀子を強制的にとりたてた。この莫大な金額は、論金も義立も責納出来る筈がないので、官銀を以て代納することを厳命された。この時も止むを得ず官銀五百両を貸出して代納している。

5、違犯贖還に対する罰金については、仁祖十七年二月の啓文中に、兵曹使令辛會成が、侍講院司書金宗一の奴秋男の斡旋で其子孝永を市上で私相売買した。当時は贖還が停止されていたので、孝永を知人の家にあづけた。

この度贖還が再開し、衙門で売買成立の契約書を作る際、衙訳達がかぎつけ、詰問した結果、事の次第が明らかになり、禁止期間中の潜贖の罪がとわれ、孝永を金宗一の処に送り、四十五両の贖価を改めて六百両に定め、強制的に買い戻させた事件がある。⁽⁵⁰⁾ 金宗一に強要することは、宗一が侍講院の職員であるところから、個人では扱いかねる六百両と云う莫大な銀子を館所から強制的に出させようとする意図が明らかである。

以上五種の勒徴は、1、は私贖の代償であり、2、は追徴、加徴銀、3、4、5、は罰金で、純然たる公贖とは云い難いが、余儀なく公費から支出された点、公贖に準ずるものとしてその範疇に加えた。又3、4、5、の罰金の事例は、代償、加徴に比して、記録の上で少いようであるが、云いがかりとも考えられる理由をおしつけ感情も混えて一方的にとり立ててくる罰金は、記録には、ごく多額で、紛糾したものだけが挙げられているので、諸般の事情から推察すると多くの事例の見られないのは事件が少いのではなく、小規模のものはむしろ記録しきれぬほど頻発していたとも考えられる。このように各種の勒徴はその件数の多さからも勒贖に比すべき大きな公費の支出として見過すことの出来ぬものであった。

以上、後半期の公贖は初めにも述べた如く非常な変貌をとげた。その様相の詳細は各項目で説明したが、変貌の要素としては、本来の公贖の主旨である救済の意による公金の支給が局限され、一般士民はすべて私贖に托して切り替えたこと。新要素の一は、国又は官衙の労働力の補充を贖還に求めたこと。新要素の二は、公贖の常識とは逆な立場で、捕虜の強制売り込みである勒贖及びこれに準ずる諸種の強制取り立てである勒徴が行われたことである。しかもこれら変貌は理由、是非はともあれ、結果としての現状であるが、一として朝鮮自体の意志によるものはな

く、清国の戦局、政変等による大きな趨勢にひきずられ、余儀なく変貌させられたと云わざるを得ない。そのため、贖価支給の範囲を局限したにも係らず、他の要素がすべて突如として頻発するので、計画も予算も立てる術なく、殊に財政的には藩館は絶滅に瀕し、本国の財政をも搖がす重大な結果をもたらす惨憺たるものであった。

む す び

以上後半期の贖還問題の中、その種類である公贖・私贖について述べた。後半期の特色として一言にして云え
ば、公贖は非常な変貌をとげ、内容が局限されたこと、私贖は多くの弊害の発生したこと、しかもいざれもが清國
の政情の変化にひきずられた現象であることである。いま一つ重要なことは、公贖に於ける変貌は、表面上の變化
であると共に、内面的にも捕虜に対する志向が徐々に変化して來ていることである。それはたんなる經濟上の理由
だけではなく、日月の流れが為政者の敗戦への感慨を薄くし、価銀の支給及び勘贖、勘徵を除いて、国費で買い戻
した捕虜の身分、職役の義務づけが行われ、無条件で救済することのなかつたことは注目すべきであろう。

尚、公・私贖共に捕虜を売買する価格については、現実的にはこれが贖還の成否を決するカギとなり、贖還を変
貌せしめる根本原因となっているので、後に「贖価」の項目を設け、重複のきらいはあるが、贖価だけを抽出して
検討した。

次に仁祖二十二、二十三年と相次いで私贖の二つの事例が記録されている。第一は、平安道中和の民が、丁卯の
亂で生死不明になった父が、新城に生存していることがわかり、贖還せんとして田庄を全く売って贖価を備え公文

を請求している。⁽⁵⁾ 第二は、丙子の乱で死んだと思っていたが、最近蒙古から瀋陽に転売されて来たことが判明した父を直ちに贖還するため家産を投げ売って贖価を用意し、事情が切迫しているため、今次の使臣に隨行することを懇請している松都の民の事例である。⁽⁶⁾ 二件とも許可されているが結末はわからない。公文の支給も、使臣への隨行も私贖の当然の手続であり、しかも從来一般士民の事例は殆ど記録に載つていなかつたが、この期に至つて特別の配慮として懇請し、特筆されていることは、清の北京遷都により、実質的に贖還が終了した後の申請であつたことを物語つているものと思われる。

更に相見と称する一連の記事が仁祖二十年以降十件数えられる。仁祖二十年、二十三年に集中し、二十二、二十六、二十七年に各一件を挙げることが出来る。これは贖還する資力はないが、一目なりとも肉親に相見えたいといふ真情から、面会許可と入送の申請である。稀には、捕虜の所有主から捕虜の親を招見するという型で願いが出されることがあるが、すべて許可されている、入送の場所は殆ど瀋陽であるが、二十六年の一件だけは走回して自國に生還したが、平安道寧辺に囚えられ、この地に面会にゆくことになつている。⁽⁷⁾ 旅費は当然各自の負担である。相見即ち面会の行為自体は贖還に關係はないが、一般士民の悲願の達成されなかつた私贖の終末として附記しておきたい。

註

日記』崇禎十五年壬午三月十九日。

(18)(19) 『備辺司膳錄』仁祖二十年壬午三月二十三日。

(20) 『李朝実錄』卷四十六、仁祖二十三年乙酉九月丙子。

(21) 『李朝実錄』卷四十五、仁祖二十一年甲申八月戊寅。

(22) 『李朝実錄』卷四十五、仁祖二十一年甲申九月朔丙戌。

(23) 『李朝実錄』卷四十五、仁祖二十二年甲申四月己卯。

(24) 『備辺司膳錄』仁祖三十一年癸未十二月十五日。『承政院日記』順治元年甲申四月二十一日。

(25) 『藩陽日記』仁祖二十二年甲申二月十九日。『通文館志』卷九、紀年。『李朝実錄』卷四十五、二十一年甲申二月戊寅。

(26) 『李朝実錄』卷四十四、仁祖二十一年癸未十二月癸亥。

(27) 『承政院日記』崇禎十六年癸未十二月初三日。

(28) 『藩陽日記』己卯年(仁祖十七年)八月二十三日。

(29) 『承政院日記』崇禎十五年壬午二月十一日。

(30) 『承政院日記』同年二月十九日。

(31) 『藩陽状啓』戊寅年(仁祖十六年)四月二十一日。

(32) 『藩陽日記』仁祖十五年丁丑十月二十六日。

(33) 『藩陽状啓』辛巳年(仁祖十九年)八月二十八日。

(1) 『藩陽日記』仁祖十五年丁丑七月初七日。

(2) 『李朝実錄』卷十八、仁祖六年戊辰七月戊辰。

(3) 『備辺司膳錄』仁祖十六年戊寅五月十一日。『李朝実

(4) 『備辺司膳錄』仁祖二十年壬午六月初三日。

(5) 『備辺司膳錄』仁祖二十七年己丑五月丙寅。

(6) 『備辺司膳錄』仁祖二十二年甲申六月二十三日。

(7) 『藩陽日記』仁祖二十年壬午十一月初十日。

(8) 『李朝実錄』卷五十、仁祖二十七年己丑五月丙寅。

(9) 『備辺司膳錄』仁祖二十二年甲申七月二十四日。

(10) 『承政院日記』崇禎十三年庚辰四月初一日。

(11) 『承政院日記』所載『備辺司膳錄』崇禎十年丁丑三月二十二日。

(12) 『承政院日記』崇禎十五年壬午四月二十五日。『備辺司膳錄』仁祖二十年壬午四月二十六日。

(13) 『備辺司膳錄』仁祖二十年壬午六月初三日。

(14) 『備辺司膳錄』仁祖二十二年甲申二月十三日、十四日。

(15) 『李朝実錄』卷三十五、仁祖十五年丁丑七月癸酉。

(16) 『李朝実錄』卷三十六、仁祖十六年戊寅正月丙戌。

(17) 『備辺司膳錄』仁祖二十年壬午三月十九日。『承政院

- (34) 『瀋陽狀啓』辛巳年（仁祖十九年）十二月二十五日。
- (35) 『瀋陽狀啓』庚辰年（仁祖十八年）七月初三日。
- (36) 『瀋陽狀啓』壬午年（仁祖二十年）六月十二日。
- (37) 『瀋陽狀啓』癸未年（仁祖二十一年）五月十四日。
- (38) 『瀋陽狀啓』壬午年（仁祖二十年）閏十一月初二日。
- (39) (40) 『瀋陽狀啓』辛巳年（仁祖十九年）十一月初二日。
- (41) 『瀋陽狀啓』辛巳年（仁祖十九年）十二月二十五日。
- (42) 『瀋陽狀啓』癸未年（仁祖二十一年）二月十四日。
- (43) 『瀋陽狀啓』壬午年（仁祖二十年）閏十一月初二日。
- (44) 『瀋陽狀啓』癸未年（仁祖二十一年）正月十七日。
- (45) 『備邊司謄錄』仁祖二十年壬午八月二十四日。『承政院日記』崇禎十五年壬午八月二十四日。
- (46) 『瀋陽狀啓』己卯年（仁祖十七年）正月初八日。
- (47) 『瀋陽狀啓』己卯年（仁祖十七年）五月十四日。
- (48) 『瀋陽狀啓』辛巳年（仁祖十九年）八月二十八日。
- (49) 『瀋陽日記』仁祖十九年辛巳三月三十日。
- (50) 『瀋陽狀啓』己卯年（仁祖十七年）二月二十五日。
- (51) 『備邊司謄錄』仁祖二十二年甲申九月十八日。
- (52) 『備邊司謄錄』仁祖二十三年乙酉二月十四日。
- (53) 『承政院日記』順治二年乙酉閏六月初十日。
- (54) 『承政院日記』順治五年戊子四月十七日。